

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 7 月 5 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700014号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700061号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月  
② 平成17年12月  
③ 平成18年12月

A社から、請求期間に賞与が支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された請求者に係る「賞与明細支給表2002年度下期」(写)によると、当該期間に係る賞与は支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、請求者は請求期間①当時、B社の代表取締役であったことが確認できるところ、A社は、関連会社の役付役員(常務以上)及び監査役に就任中の者は賞与支給のない月割年俸制の給与形態となるため、請求期間①にB社の社長であった請求者には、当該期間に係る賞与を支給していない旨回答している。

請求期間②及び③について、A社は、請求者には当該期間に係る賞与を支給しておらず、厚生年金保険料も控除していなかった旨を回答している上、請求者は、当該期間に係る賞与の支払額等を確認できる賞与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与の振込先の金融機関名について記憶がない旨陳述していることから、上記「賞与明細支給表2002年度下期」(写)に名称が記載されているC銀行D支店に照会したところ、当該金融機関から提出された請求者に係る「預金元帳」(写)においても、請求期間に係る賞与の振込は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700021号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700062号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年7月から平成9年2月まで

私は、平成7年7月から平成9年2月まで、A社のB店に正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、請求者は、請求期間のうち、平成7年8月1日から平成9年2月28日まで、A社の店舗に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年8月1日であり、請求期間において同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の元取締役は、同社が厚生年金保険の適用事業所になった平成9年8月1日より前に入社した社員は、各自で国民年金に加入する取扱いであり、同社の関連事業所で厚生年金保険に加入する取扱いはしていなかった旨を陳述している。

さらに、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所になった平成9年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に照会したところ、そのうち、複数の者が、同年8月より前の期間において、給与から厚生年金保険料を控除されたことはなく、各自で国民年金に加入するようとの説明を受けたと回答している。

加えて、A社は、平成14年12月に破産終結しており、元事業主も、オンライン記録により、既に死亡していることが確認できる上、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。